

GDPRの概要と十分性認定について

2019年3月27日
個人情報保護委員会事務局
参事官 佐脇 紀代志

GDPRの概要

GDPRの概要①

▶ 正式名称

REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)

▶ 経緯

- 2012年1月25日 欧州委員会が提案
- 2016年4月27日 欧州議会（下院）及び欧州連合理事会（上院）が採択
- 2018年5月25日 適用開始

▶ 性質

- 1995年に制定された「データ保護指令」及びこれに基づき各国で制定施行されていたデータ保護法（国内法）に代わるもの。
- EU加盟国及びEEA協定に基づきEU法の適用を受けるアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーにおいて、国内法の改正を待たずに、直接適用されるもの。

※これにより、データ保護指令時代に存在した各国規制のバラつきが相当程度解消したと言われる。

3

GDPRの概要②

▶ 事業者の義務の例

	GDPR	(参考) 日本の個人情報保護法
センシティブデータ	取扱い禁止	取得と提供には本人の事前同意が必要
アクセス権	全ての個人データが対象	6ヶ月以上保有の個人データのみ対象
削除（消去）請求権	主に次の場合に認められる ● 利用目的との関連でもはや必要ない場合 ● 一部の法的根拠に基づく取扱いについてその根拠が失われた場合 ● 不適法に個人データが取り扱われた場合	次の場合に認められる ● 利用目的による制限に違反して取り扱われている場合 ● 適正取得義務に違反して取得された場合
データの取扱いの記録義務	全ての取扱いが対象	第三者提供時のみ対象
データ漏えい時の監督当局への通知義務	リスクをもたらす可能性が高い場合には72時間以内に通知する義務	委員会告示等に従い報告する努力義務 ただし、時間制限の規定なし
データ保護オフィサー	次の場合に任命義務あり ● 定期的かつ体系的な大規模監視を必要とする場合 ● 大規模のセンシティブデータを処理する場合	任命義務なし ただし、従業者の監督義務や安全管理措置を講じる義務あり

【本人に通知すべき事項】（本人から直接取得する場合）

- ▶ 事業者の識別情報・連絡先
- ▶ 利用目的、取扱いの法的根拠
- ▶ (「正当な利益」に基づく取扱いの場合) 「正当な利益」の内容
- ▶ (提供が予定されている場合) 提供先又はその類型
- ▶ (越境移転が予定されている場合) 移転の根拠 (十分性等) の有無
- ▶ 保持期間 (具体的な期間を特定できないときは、保持期間の決定基準)
- ▶ (自動的な意思決定を行う場合) 意思決定のロジックと想定される効果
- ▶ 本人の権利 (同意の撤回、苦情の申立てを含む) の存在

4

GDPRの概要③

➤ 地理的適用範囲：次に掲げる個人データの取扱いに適用される

- (1) EU域内における事業者の拠点の活動の過程で行われる個人データの取扱い（個人データの取扱いがEU域内において行われるか否かを問わない）
- (2) EU域内に拠点を有しない事業者によって行われる、次のいずれかに関係する活動に係する個人データ（EU域内に所在する個人に係るもの）の取扱い。
 - (a) 当該（EU域内に所在の）個人に対する商品又はサービスの提供（有償無償の別を問わない）
 - (b) EU域内における行動の監視

➤ GDPRへの対応が求められる事業者の類型（営利、非営利問わず）

- (1) EUに進出して（EU域内に事業拠点を置いて）事業を展開する事業者
- (2) EU域内に事業拠点は無いものの、インターネット等を通じてEU域内に所在する個人向けに商品又はサービスを提供する（位置情報の取得・追跡や行動ターゲティング広告の配信を含む）事業者

5

GDPRの概要④

➤ データポータビリティについて

EUのGDPR、日本の個人情報保護法ともに、個人情報を取り扱う事業者は、本人の求めに応じて、保有する個人情報を提供する義務が課せられている。

EUのGDPRでは、それに加えて、特定の条件を満たす場合には、本人が他の用途で利用しやすい電子的形式で、本人又は本人が望む他の事業者（※）に、個人情報を提供する義務が課されており「データポータビリティの権利」と称される。

※他の事業者に直接個人情報を提供させることができるのは、技術的に実行可能な場合に限定される

〈規定の比較〉

	GDPRの規定		個人情報保護法の規定
	データポータビリティの権利 (第20条)	データ主体によるアクセスの権利 (第15条)	開示 (第28条)
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> データ主体が管理者に提供した個人データであって、管理者が保有する以下の条件を満たすもの <ol style="list-style-type: none"> ①本人の同意又は契約に基づき取得されたもの ②自動処理されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者が取り扱う全ての個人データ 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事業者が保有する全ての保有個人データ
提供形式	<ul style="list-style-type: none"> 構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で提供 技術的に実行可能な場合には、データ主体の求めに応じ、他の管理者に直接提供 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の求める範囲の個人データのコピーを提供 本人が電子的手段で請求した場合には、原則として、電子媒体で提供 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が求める範囲で保有個人データのコピーを提供。 書面による方法のほか、本人が同意した場合には、電子媒体、電話等様々な方法が可能

6

GDPRの概要⑤

➤ 地理的適用範囲：次に掲げる個人データの取扱いに適用される

- (1) EU域内における事業者の拠点の活動の過程で行われる個人データの取扱い（個人データの取扱いがEU域内において行われるか否かを問わない）
- (2) EU域内に拠点を有しない事業者によって行われる、次のいずれかに関係する活動に係する個人データ（EU域内に所在する個人に係るもの）の取扱い。
 - (a) 当該（EU域内に所在の）個人に対する商品又はサービスの提供（有償無償の別を問わない）
 - (b) EU域内における行動の監視

➤ GDPRへの対応が求められる事業者の類型（営利、非営利問わず）

- (1) EUに進出して（EU域内に事業拠点を置いて）事業を展開する事業者
- (2) EU域内に事業拠点は無いものの、インターネット等を通じてEU域内に所在する個人向けに商品又はサービスを提供する（位置情報の取得・追跡や行動ターゲティング広告の配信を含む）事業者

7

GDPRの概要⑥

➤ いわゆる「忘れられる権利」

GDPRにおいては、本人は、一定の場合に、事業者に対して、自分に関する個人データを不当に遅滞なく消去させる権利が認められている。

【事業者が消去の義務を負う場合の例】

- 個人データの収集や取扱いの目的に関して、当該個人データが必要なくなった場合
- 本人が個人データの取扱いについての同意を撤回し、かつ、同取扱いに関して他の法的根拠がない場合
- 本人が、第21条第1項に基づいて個人データの取扱いに対して異議を申し立て、かつ、取扱いに関して優先する他の法的根拠がない場合、又は、ダイレクトマーケティングを目的とした取扱いに対して異議を申し立てる場合
- 個人データが不法に取り扱われた場合
- 個人データがEU法又はEU加盟国の国内法の義務の遵守のために消去されなければならない場合

【適用されない場合の例】

- 表現の自由及び情報の自由の権利の行使に取扱いが必要な場合
- 事業者が従うEU法又はEU加盟国の国内法の義務の遵守のために取扱いが必要な場合又は、公共の利益等のために取扱いが必要な場合
- 公共の利益の目的、科学的若しくは歴史的研究目的又は統計目的の達成のために取扱いが必要な場合

8

GDPRの概要⑦

➤ いわゆる「プロファイリング」

【異議を申し立てる権利】（GDPR21条）

- ✓ 「正当な利益の追求」を法的根拠とする、プロファイリングそのものを含む個人データの取扱いに対して、異議を申し立てる権利（1項）
※もうひとつ、「公の利益のための任務の遂行、公権力の行使に必要な場合」も異議を申し立てる権利の対象だが、こちらは公的機関に妥当する法的根拠であり、事業者による個人データの取扱いには無関係
- ✓ この権利を行使された事業者は、本人の利益を超越する、個人データの取扱いに係る正当化根拠等を示さない限り、プロファイリングそのものを含む個人データの取扱いを止めなければならない
- ✓ ダイレクトマーケティングを目的とする個人データの取扱いに関しては、事業者の事情（取扱いに係る正当化根拠の有無）にかかわらず、この権利の行使に対して、個人データの取扱いを止めなければならない（2項）
※「正当な利益の追求」によらず、「本人同意」を法的根拠としたとしても、同意を撤回されれば削除権の対象となり（17条1項(b)号）、結局個人データを取り扱えなくなることに変わりなし

【自動的な意思決定に服さない権利】（GDPR22条）

- ✓ 「プロファイリングを含むもっぱら（solely）自動的な個人データの取扱いに基づく決定に服さない権利」
- ✓ プロファイリングそのものではなく、「意思決定に服さない権利」
- ✓ 「本人との契約の締結又は履行に必要な場合」等は対象外
※ただし、「人の目による確認を経る権利」、「本人の見解を表明する権利」や「意思決定に反対する権利」等の本人の権利保護措置を講じることが必要
- ✓ 少しでも人が介在すればこの権利の対象外となる
※ただし、「人の介在」が「意思決定プロセス」に対してなされている場合の話であり、ガイドラインには、コンピュータが弾き出した結論をそのまま人が受け取って利用するといった形での介在によってこの権利の対象から外れることはない、という趣旨の注意喚起あり

9

委員会ウェブサイトにおけるGDPR情報の提供

アクセスは委員会ウェブサイトトップページから



新着情報

- ▶ 平成30年4月23日 その他 期間業務職員等採用について更新しました。
- ▶ 平成30年4月19日 調査等 新たに「個人情報保護に関する事業者の取組実態調査の報告書（平成30年3月）」を掲載しました。
- ▶ 平成30年4月16日 その他 選考採用について掲載しました。
- ▶ 平成30年4月13日 その他 日本個人情報管理協会から届出のあった個人情報保護指針を公表しました。



トップページ右のバナーからGDPR情報ページへ！

10

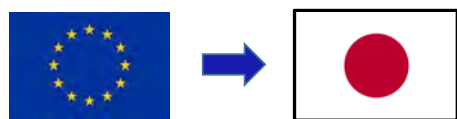
日EU十分性相互認定

11

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

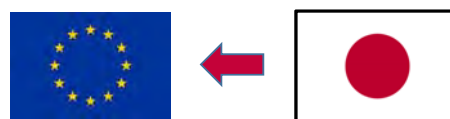
GDPR

個人情報保護法



EU

日本



EU

日本

十分性認定

国・地域指定

内部行動規範
企業間の契約条項

基準に適合する体制整備

本人同意

本人同意

12

日EU間の個人データ移転に係る取組

✓2016年7月 個人情報保護委員会が、日EU間で**相互に**データ移転の枠組みを構築する取組方針を決定

✓2016年12月 経団連・ビジネスヨーロッパによる要望

✓2017年7月 日EU間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組み構築の具体的方策（※）等について確認

※日本側：個人情報法第24条に基づく**EUの指定**

EU側：GDPR第45条に基づく我が国の**十分性認定**

✓2018年7月 当局間で、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組み構築について**最終合意**

✓2018年9月 欧州委員会による十分性認定の手続き開始

✓2018年12月 欧州データ保護会議（EDPB）による意見書採択

✓2019年 1月15日 欧州委員会加盟国による決議

23日

個人情報保護委員会によるEU指定

欧州委員会による十分性認定

相互の個人データ移転の枠組みが即日発効

13

日EU両委員による共同プレスステートメント（2019年1月）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成31年1月23日）

熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、個人情報保護委員会と欧州委員会による、お互いの個人データの保護レベルが同等だとする決定の採択を歓迎する。

相互に十分性を見出すことを通じて、データが安全に流通する世界最大の地域が創出される。これは、特に包括的なプライバシーの法律、中核となる一連の個人の権利の核心、及び独立したデータ保護機関による執行に支えられる、両国の制度の高いレベルの類似性に基づくものである。データ・プライバシー及びセキュリティが消費者の信頼の中心的要素となった今、このような強い法律と確固たる執行に基づく類似性こそが、ますます増大するデータ駆動型経済の持続可能性を確保し、通商の流れを促進することができる。

日EUの市民は、個人データの移転における強固な保護を享受する一方、日EUの全ての企業は、お互いの経済圏への自由なデータ移転による便益を享受する。このように、本日の決定は、日EU経済連携協定から得られる利益を補完し拡大することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。

相互に十分性を見出すことによって、日EUは、プライバシーに関する価値観の共有及び高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成に向けた協力の強化へのコミットメントを再確認する。

十分性認定を受けた国・地域

欧州委員会が十分なレベルの個人データ保護を保障している旨を決定している国・地域（2019年1月現在）

- アルゼンチン共和国
- アンドラ公国
- イスラエル国
- ウルグアイ東方共和国
- 英国王室属領ガーンジー
- 英国王室属領ジャージー
- 英国王室属領マン島
- カナダ
- スイス連邦
- デンマーク王国自治領フェロー諸島
- 日本国
- ニュージーランド

15

EUから十分性認定に基づいて移転した個人データの取扱いに係る補完的ルール

項目	規律の内容	実務への影響
要配慮個人情報の範囲	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報を、要配慮個人情報と同様の取扱いとする。	そもそもこのような情報がEUから移転されてくることは想定されず、影響は大きくない。
開示請求権	国内法上は、6ヶ月を越えて保有する個人データのみ対象となっているが、6か月以内に消去することとなる個人データも同様に請求に応じることとする。	保有期間にかかわらず請求に応じている企業は多い。 また、そもそも6か月以内に消去することとなる個人データがわざわざEUから移転されてくることは想定しにくい。
利用目的の承継	第三者から提供を受ける個人データを、提供元が特定した利用目的の範囲内で、利用することとする。	もともと丁寧に対応していればこのような運用となるところ、EUから個人データを移転するような企業においては丁寧な対応をしていると想定され、影響は大きくない。
日本から外国への個人データの再移転	提供先の事業者における体制整備を根拠として、外国へ個人データを移転する場合には、契約等により個人情報保護法と同等の保護を確保することとする。	もともと丁寧に対応していればこのような運用となるところ、EUから個人データを移転するような企業においては丁寧な対応をしていると想定され、影響は大きくない。
匿名加工情報	匿名加工情報として扱う場合、加工方法に関する情報を削除することにより、何人にとっても再識別を不可能とする。	仮IDを付与しての時系列分析を行うことはできなくなるが、現時点において、EUから移転した個人データとの混合分析について強いニーズがあるとは考えにくい。

16

各行政機関個人情報保護担当者 殿
各独立行政法人等個人情報保護担当者 殿

総務省行政管理局
情報公開・個人情報保護推進室

貴機関がEU域内から我が国を含むEU域外に移転する個人データの取扱いについて

現在、日EU間の個人データ移転については、個人情報保護委員会において、欧州委員会と日EU間の相互の円滑な移転を図る枠組み構築に向け、必要な国内手続き完了の最終段階にあります。

EU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転する際には、現在、EUのGDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）に基づき、所定の適切な保護措置を講じるか、又は本人同意その他の例外事由に該当することを根拠として移転しているところ、本枠組み構築が完了しますと、充分性認定を根拠として移転することが可能となります。

しかし、本枠組みは、個人情報保護法の適用を受ける民間事業者が対象であり、欧州委員会により公表されている充分性認定の案文によれば、行政機関等個人情報保護法の適用となる行政機関及び独立行政法人等は、本枠組みの対象とはなりません。したがって、貴機関が、EU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転する場合は、本枠組み構築が完了した後も、引き続き、GDPRの規定により、所定の適切な保護措置を講じるか、又は本人同意その他の例外事由に該当することを根拠とすることが必要となります。※

※ EU域内から経常的に個人データを取得する業務についてはSCC（Standard Contractual Clauses：標準契約条項）を締結することや、経常的ではないが講師招聘や入学試験などでEU域内から講演者や受験者などの個人データを取得する場合には本人同意を得ることなどが必要となります。

また、GDPRにはいわゆる域外適用の規定があり、EU域内に拠点がない場合でも、EU域内の者に対する物品又は役務の提供等に伴って個人データを取り扱う場合は、（上記の新たな枠組みの有無に関わらず）GDPRの適用を受ける場合があります。

以上のとおり、上記の新たな枠組みが構築されても、貴機関がEU域内から個人データを取得するに際しての取扱いに変更はありませんが、下記1及び2のケースについては、今一度、御留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. EU域内の貴機関支部から我が国を含むEU域外に個人データを移転する場合（いわゆる「越境移転」）

(1) 貴機関自らがEU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転（以下「越境移転」という。）する場合、その内容及び流れ等を確認してください。※

その上で、特に経常的に越境移転が存在する場合には、①当該移転の頻度、②当該移転する個人データの項目、③当該移転のEU法における法的根拠（本人同意等）について御確認ください。

※ 貴機関が我が国を含むEU域外においてEU域内の他機関から移転された個人データを受領するに過ぎない場合でも、当該越境移転についてGDPRの越境移転に関する規定が適用されることとなりますが、越境移転について通常は、データの移転元（EU域内の他機関）においてしかるべき手続がとられるものと考えられます。このため、本事務連絡では、留意すべきケースとして、EU域内の貴機関支部がEU域内で取得した個人データを我が国を含むEU域外に移転する場合を挙げています。

(2) 越境移転する個人データを最小化するようにしてください。

(3) その上で、当該越境移転する個人データについて、移転の法的根拠（本人同意等）を確認してください。特に、継続的に個人データの移転が行われることが想定される場合、SCCの締結を含め、検討されることをお勧めします。

(4) EU域内のデータ保護当局から説明を求められた際に対応できるよう、(1)～(3)の内容について、文書化することをお勧めいたします。

GDPRにおけるEU域外への個人データ移転に係る規制の概要

EU域内から域外へ個人データを移転するには、原則、以下のいずれかを満たす場合に認められるとされています。

○十分性認定（GDPR第45条）

（欧州委員会が、移転先の国が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定）

○所定の適切な保護措置を講じている場合（GDPR第46条、第47条）

・ BCR（Binding Corporate Rules：拘束的企業準則）の締結

（企業グループで1つの規定を策定し、移転元の管轄監督機関が承認）

・ SCC（Standard Contractual Clauses：標準契約条項）の締結

（欧州委員会が承認した契約条項に基づき、移転元と移転先との間で締結）

○明確な本人同意等、その他例外事由に該当する場合（GDPR第49条）

2. EU域内の者に対する物品・役務の提供等を行う場合（いわゆる「域外適用」）

(1) EU域内から移転を受けた個人データを、貴機関の日本国内の拠点において取り扱う場合は、日本の法令に従った取扱いが必要ですが、貴機関がGDPRの域外適用の要件を満たす場合は、貴機関の日本国内の拠点も、GDPRに従って個人データを取り扱うことが必要な場合があります。具体的には、貴機関が、以下に伴ってEU域内に所在する個人の個人データを取り扱う場合は、いわゆる域外適用によりGDPRの適用を受けるとされていますので、以下の事務とその対象となるデータについて御確認ください。

- ・ EU域内の者に対する物品又は役務の提供
- ・ EU域内の者の行動の監視

(2) このような取扱いがある場合、貴機関において、GDPRの規定に沿った取扱いがなされていることを確認してください。

GDPRにおけるいわゆる域外適用の規定（第3条）

第3条 地理的適用範囲

1. 本規則は、その取扱いがEU域内で行われるものであるか否かを問わず、EU域内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの取扱いに適用される。
2. 取扱活動が以下と関連する場合、本規則は、EU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱いに適用される：
 - (a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供。又は
 - (b) データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視。
3. 本規則は、EU域内に拠点のない管理者によるものであっても、国際公法の効力により加盟国の国内法の適用のある場所において行われる個人データの取扱いに適用される。

(参考) 個人情報保護委員会では、GDPRに関連して、関係ガイドラインを含め、日本語で情報発信をしておりますので、御参考にしてください。

URL: <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>

総務省行政管理局

情報公開・個人情報保護推進室

03-5253-5344

hogo@soumu.go.jp

国立教育政策研究所
科学技術・学術政策研究所
日本学士院
各文部科学省独立行政法人
各文部科学省国立研究開発法人
各国立大学法人
各大学共同利用機関法人
日本私立学校振興・共済事業団
放送大学学園

個人情報保護担当者様

**「貴機関がEU域内から我が国を含むEU域外に移転する個人データの取扱いについて
(平成 30 年 12 月 5 日総務省行政管理局事務連絡)」の補足情報の提供について**

先般、総務省行政管理局より、「貴機関がEU域内から我が国を含むEU域外に移転する個人データの取扱いについて（平成 30 年 12 月 5 日総務省行政管理局事務連絡）」（別添）が周知されたところです。これに関して、EU域内に職員が駐在する支部を置く機関や留学生受入れ等を行う大学等から、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation (Regulation (EU) 2016/679)。以下「GDPR」といいます。）の解釈について御相談がありました。当方は、GDPRの内容自体について関知する立場ではありませんが、可能な範囲で情報収集し、以下のとおり整理しましたので、皆様の業務に資するよう参考送付いたします。

1. 貴機関が、EU域内に職員が駐在する支部を置き、当該支部職員に係る個人データを経常的に日本へ移転している場合

別添の平成 30 年 12 月 5 日付け事務連絡のとおり、EU域内の貴機関支部から我が国を含むEU域外に個人データを移転する場合には、移転の法的根拠（本人同意等）を確認すること、特に、経常的に個人データの移転が行われることが想定される場合には、SCCの締結を含め、検討することが推奨されています。

その中で、GDPRの解釈に関して、特に、労使関係にある職員の個人情報の取扱いに関しては、労働者と雇用主の間に「力の不均衡」があるとの観点から、「本人同意」に依拠することについて懸念が示されており、留意が必要です。

具体的には、GDPRの「同意に関するガイドライン」の中で「職場でのそうしたデータの取扱いの大多数について、従業員と雇用者の関係の性質から、従業員の同意を法的根拠とすることはできないし、またそうすべきではない」との記載があります。同ガイドラインでは一方

で「しかしこれは雇用者が取扱いの法的根拠として同意に依拠することが絶対できないということを意味しているわけではない。同意が実質上自由に与えられていることを示すことができる状況があるかもしれない。雇用者と従業員の間の力の不均衡があるとしても、同意を与えるかどうかにかかわらず、悪影響を全くもたらさない例外的な状況であれば、その状況に限って、従業員は自由に同意を与えることができる」とも記載されており、本人同意の有効性を全否定している訳ではありませんが、もとより、本人同意は、本人による「撤回」が可能であることにも留意が必要であり、個人データの安定的な移転のための法的根拠として積極的に推奨するものではありません。

貴機関が、EU域内に支部を置き、日本へ当該支部の職員に係る個人データを移転（越境移転）する場合には、改めて、越境移転の必要性を御確認の上、必要な場合には、越境移転の方法についてSCCの締結を含め、検討することが望ましいと考えられます。

<参考（SCCの手続について）>

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）webサイトのURL

■標準的契約条項（Standard contractual clauses：SCC）（欧州委員会資料の仮訳）（2018年3月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/8d894f365ea5c3a7.html>

■「EU一般データ保護規則（GDPR）」に関わる実務ハンドブック（実践編）（2017年8月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/76b450c94650862a.html>

■「EU一般データ保護規則（GDPR）」に関わる実務ハンドブック（入門編）（2016年11月）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/dcfcebc8265a8943.html>

2. 留学生受入れ、入学試験、国際研究、国際シンポジウム等の実施に当たり、EU域内の個人データを取り扱う場合

別添の平成30年12月5日付け事務連絡のとおり、EU域内から移転を受けた個人データを日本国内において貴機関が取り扱う場合には、当然、日本の個人情報保護関係法令に従った取扱いが必要ですが、それに加え、一定の要件を満たす場合には、GDPRに従って個人データを取り扱うことが必要な場合（いわゆる「域外適用」）があります。

具体的に域外適用の対象となり得る「EU域内の者に対する物品又は役務の提供」に関して、GDPR前文23では、「EU域内のデータ主体に対してそのような管理者又は処理者が物品又はサービスを提供しているか否かを判断するために、EU域内の一又は複数の加盟国内のデータ主体に対してその管理者又は処理者がサービスを提供しようとする意図が明白かどうかを確認しなければならない」と判断の考え方を示すとともに、判断の目安として「単に管理者、処理者又はその中間介在者のEU域内のWebサイト、電子メールアドレス又はその他の連絡先にアクセスできるということ、又は、管理者が拠点とする第三国において一般的に用いられている言語が使用されているということだけでは、そのような意図を確認するためには不十分」、「一又は複数の加盟国内で一般的に用いられている言語及び通貨を用いて当該別の言語による物品及びサービスの注文ができること、又は、EU域内にいる消費者又は利用者に関する言及があることといったような要素は、その管理者がEU域内のデータ主体に対して物品又はサービスの提供を想定していることを明白にしうる」と記しています。

また、「EU域内のデータ主体に対する」の解釈に関して、GDPRの「地理的適用範囲に関するガイドライン」（意見募集版）では、事例14において、スイス（非EU加盟国）の大学の修士課程の出願及び選考プロセスに関して、スイスの公用語であるドイツ語と公用語でない英語（いずれもEU域内の一又は複数の加盟国内では一般的に用いられている言語）に係る能力を要件として、スイスの学生に限らず、EU域内の学生も出願できる場合において、EU加盟国の学生を特にターゲットにしていることを示す他の要因がないときには、当該大学の個人データの取扱いについてGDPRの規定の適用はないものの、他方で、当該大学がEU域内の大学に対して特定の（specifically）に宣伝しているときには、個人データの取扱いについてGDPRが適用される旨が述べられています。

なお、例えば国際シンポジウム等の実施にあたりEU域内に居住する個人を雇い、当該個人の人事管理のためにその個人データを取扱うような場合については、「物品又はサービスの提供」の解釈に関して、上記地理的適用範囲ガイドラインの事例13において関連する言及があります。ここでは、EU域外を本拠地とする企業が、EU域内に居住する従業員の給与の支払いを目的としてする個人データを取扱う場合について、当該企業が行っている取扱いはEU域内のデータ主体に関連するものであるものの、「物品又はサービスの提供の過程において行われているものではない。まさに、第三国の企業による給与の支払いを含めて、人事管理はGDPR第3条第2項（a）におけるサービスの提供と考えることはできない。問題になっている取扱いはEU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供に関連しておらず（また、行動の監視にも関連していない）、その結果、第3条に基づきGDPRの規定の適用を受けない」旨が述べられています。

貴機関がEU域内から個人データを取得する全てのケースに共通する基準を示すことは困難ですが、上記のとおり、GDPRの域外適用の可否については、言語、通貨、EU域内の者への言及等の観点から、「管理者又は処理者側の行為がEU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供の意図を示しているか」が域外適用の重要な判断要素とされており、貴機関における実態を踏まえて、例えば、EU域内の個人に対して募集広告を発している場合など、特に、GDPRの域外適用となる可能性が高い場合には、貴機関において、GDPRの規定に沿った個人情報の取扱いがなされていることを確認してください。

<参考>

個人情報保護委員会 web サイトの URL

■ 「地理的適用範囲に関するガイドライン」（意見募集版）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chiritekitekiyouhanni_guideline.pdf

文部科学省大臣官房総務課

文書情報管理室 企画係

03-5253-4111

（内線3244）